

○雲仙市建設工事競争入札審査委員会要綱

平成17年10月11日

訓令第21号

最終改正 平成31年3月26日訓令第4号

(設置)

第1条 市が発注する建設工事（建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。以下「建設工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、入札参加資格事項の決定及び業者の選定の公正を期することその他入札及び契約事務の適正な執行の確保を図るため、雲仙市建設工事競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の事項について審査を行う。

- (1) 設計額500万円以上の建設工事等の契約に係る競争入札に参加する者の選定
 - (2) 最低制限価格を定めない工事の入札結果及び地方自治法施行令第167条の10第1項を適用する最低入札者の取扱い
 - (3) 別に定める雲仙市工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成17年雲仙市告示第3号）に基づく入札参加資格者の指名停止処分
 - (4) 別に定める雲仙市建設工事一般競争入札実施要綱（平成19年雲仙市告示第26号）に基づく設計額500万円以上の一般競争入札の競争参加資格要件の決定
 - (5) 別に定める雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年雲仙市告示第39号）に基づく総合評価落札方式入札における落札者の決定
 - (6) 別に定める雲仙市建設工事苦情処理手続要綱（平成19年雲仙市告示第29号）に基づく再苦情申立てに係る審議
 - (7) 入札・契約手続等の改善に係る審議
 - (8) 高度又は独自の技術等が必要とされるため競争入札に適しないものとして、最も優れた技術提案をした者と随意契約を行う方法（プロポーザル方式）を採用することの適否
 - (9) その他重要と認められる事項
- 2 前項各号に該当する事項については、契約検査課長は、指名予定者表及び必要な資料を委員会に提出するものとする。
- 3 委員長は、委員会の審査結果を速やかに市長に提出しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、市民生活部長、地域振興部長、健康福祉部長、環境水道部長、産業部長、建設部長及び教育委員会事務局教育次長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長から指名さ

れた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めたときは、持ち回り会議に付し、これを決することができる。

(決定通知)

第6条 委員長は、当該競争入札に参加する者を選定したときは、速やかに契約検査課長に通知しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において取り扱う。

(準用)

第8条 物品調達及びその他業務の業者選定については、この訓令を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、愛野町建設工事競争入札参加者選考委員会要綱(昭和62年愛野町要綱第2号)、千々石町建設工事指名審査委員会規程(平成5年千々石町規程第2号)、小浜町建設工事指名審査委員会規定(昭和63年小浜町規則第1号)若しくは南串山町建設工事指名審査委員会設置要綱(平成7年南串山町要綱第9号)の規定又は国見町、瑞穂町若しくは吾妻町の制度によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月30日訓令第18号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年12月18日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月2日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月26日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第7号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第4号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。